

# JABEE 実施小委員会規約

【平成 21 年 4 月 1 日制定】

【令和 4 年 10 月 19 日改訂】

東京電機大学工学部電気電子工学科にJABEE 実施小委員会を置く。本委員会の活動については、以下のように定める。

1. 目的: 電気電子工学科における電気電子専修プログラムの JABEE プログラム認定・継続に向け、プログラムの計画・実施・確認・改善に関わる方針を検討し、その結果を学科会議に諮る。更に、認定審査に向けた準備活動の中核を担う。
2. 構成員: 電気電子工学科教員 3 名以上で構成し、その中から幹事 1 名をおく。また、議題に応じて教職員からオブザーバの参加を可能とする。
3. 任用期間: 委員の任期は 1 年とする。ただし再任は妨げない。
4. 会議の開催: 年 1 回以上定期的に開催するほか、必要に応じて開催する。
5. 活動内容: 以下の項目について協議する。
  - ・プログラム内容の検討と改善更に、定期活動として以下の項目を実施する。
  - ・ JABEE 説明会の開催 (原則 4 月、9 月)
  - ・ 解答例の PDF 化と開示 (原則 8 月、2 月)
  - ・ 成績関連書類の保存と確認 (原則 8 月、2 月)
  - ・ シラバス作成状況の確認 (原則 3 月)また必要な場合には以下の項目についても協議を行う。
  - ・ JABEE 審査に向けた準備
6. 議事録: 委員会議事録を作成し保存するとともに学科会議に報告する。
7. 付則:
  1. この規約は平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
  2. 令和 4 年 10 月 19 日一部変更